

青森県報

号外第二十四号

令和五年
三月三十一日
(金曜日)

目次

条 例

○青森県県税条例の一部を改正する条例……………(税 務 課) ……一
○青森県県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例(同) ……六

条 例

青森県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二十三号

青森県県税条例の一部を改正する条例

青森県県税条例(昭和二十九年五月青森県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第五十六条第二項中「又は第三項」を「、第三項又は第五項」に改める。

第六十二条第一号ただし書中「都道府県知事」の下に「。第三号及び第五号において同じ。」を加え、同条第三号中「以内」を「以内。」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、同条第二項において準用する法第七十二条の二十五第二項から第七項まで及び第十六項の規定により知事の承認を受けた場合には、その指定した日までに

第六十二条に次の一号を加える。

五 法第七十二条の二十九第五項の規定の適用を受ける法人にあつては、当該法人の当該事業年度終了の日から二月以内。ただし、同条第六項において準用する法第七十二条の二十五第五項の規定により知事の承認を受けた場合には、その指定した日まで

第六十八条の二中「又は第五項」及び「これらの規定を」を削り、「含む。」の下に「又は第五項(法第七十二条の二十八第二項並びに第七十二条の二十九第二項及び第六項において準用する場合を含む。)」を加える。

附則第五条第一項中「令和六年度」を「令和九年度」に改める。

附則第六条の四第四項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附則第七条の二第一項及び第二項中「令和五年度」を「令和八年度」に改める。

附則第九条の二の十第二項を削る。

附則第九条の三第一項中「以下の条及び」を削り、同項第一号中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、同項第二号中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同条第二項から第四項までを削り、同条第五項中「(自家用の乗用車及び自家用のキャンピング車を除く。)」及び「、当該自動車」が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に、「令和五年度分」を「、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第二項」を「次」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「附則第十二条の三第五項」を「附則第十二条の三第二項」に改め、同項第四号中「附則第五条の二第八項」を「附則第五条の二第三項」に改め、同項第五号中「附則第五条の二第九項」を「附則第五条の二第四項」に改め、同項第六号中「附則第五条の二第十項」を「附則第五条の二第五項」に改め、同項に次の表を加える。

第一項第一号イ	
七千五百円	二千元
八千五百円	二千五百円
九千五百円	二千五百円

第一項第一号ロ																
十一万円	八万七千円	七万五千五百円	六万五千五百円	五万七千円	五万円	四万三千五百円	三万六千円	三万五百円	二万五千円	四万七千円	二万七千二百円	二万三千六百円	二万五百円	一万七千九百円	一万五千七百円	一万三千八百円
二万七千五百円	二万二千元	一万九千元	一万六千五百円	一万四千五百円	一万二千五百円	一万千円	九千円	八千円	六千五百円	一万五百円	七千円	六千円	五千五百円	四千五百円	四千円	三千五百円

第一項第二号ロ										第一項第二号イ						
四万五百円	三万五千円	三万円	二万五千五百円	二万五百円	一万六千円	一万五千五百円	八千円	四千七百円	二万九千五百円	二万五千五百円	二万二千元	一万八千五百円	一万五千円	一万二千元	九千円	六千五百円
一万五百円	九千円	七千五百円	六千五百円	五千五百円	四千円	三千円	二千円	千二百円	七千五百円	六千五百円	五千五百円	五千円	四千円	三千円	二千五百円	二千円

第一項第三号イ(2)				第一項第三号イ(1)				第一項第二号ハ(2)		第一項第二号ハ(1)					
五万五百円	四万四千円	三万八千円	三万二千円	二万六千五百円	二万九千円	二万五千五百円	二万二千五百円	一万七千五百円	一万四千五百円	一万二千円	二万六千円	一万二千円	一万五千円	七千五百円	六千三百円
一万三千円	一万千円	九千五百円	八千円	七千円	七千五百円	六千五百円	六千円	五千円	四千五百円	四千円	五千五百円	三千円	四千円	二千円	千六百元

第一項第五号ハ(2)		第一項第五号ハ(1)		第一項第四号ロ		第一項第四号イ		第一項第三号ロ								
一万三千七百円	六千八百円	一万円	五千三百円	九千円	六千円	六千八百円	四千五百円	八万三千円	七万四千円	六万五千五百円	五万七千円	四万九千円	四万千円	三万三千円	六万四千円	五万七千円
三千五百円	二千円	二千五百円	千五百円	二千五百円	千五百円	二千円	千五百円	二万千円	一万八千五百円	一万六千五百円	一万四千五百円	一万二千五百円	一万五百円	八千五百円	一万六千円	一万四千五百円

第一項第五号ニ(2)							第一項第五号ニ(1)									
五万二千四百円	四万五千六百円	四万円	三万四千八百円	二万八千八百円	二万四千四百円	二万円	三万二千五百円	二万七千七百円	一万八千八百円	一万六千四百円	一万四千三百円	一万二千五百円	一万円	七千六百円	六千八百円	六千円
一万三千五百円	一万千五百円	一万円	九千円	七千五百円	六千五百円	五千円	八千五百円	五千五百円	五千円	四千五百円	四千円	三千五百円	三千円	二千円	二千円	千五百円

附則第九条の三第五項を同条第二項とし、同条第六項中「第六十条の十第一項」を「第六十条の十第一項第一号イ、第四号イ及び第五号ニ(1)」に改め、「、当該営業用の乗用車又は営業用のキャンピング車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「令和五年度分」を「、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第三項」を「次」に、「同条」を「同項」に改め、同項各号中「附則第十二条の三第六項」を「附則第十二条の三第三項」に改め、同項に次の表を加える。

第二項第二号			第二項第一号			第一項第五号ホ(2)			第一項第五号ホ(1)			
八千円	六千三百円	五千二百円	六千三百円	四千七百円	三千七百円	一万九千円	九千五百円	一万六千円	八千円	八万八千円	六万九千六百円	六万四百円
二千円	千六百元	千三百円	千六百元	千二百円	千円	五千円	二千五百円	四千円	二千円	二万二千円	一万七千五百円	一万五千五百円

第五号ニ(1)		第四号イ		第一号イ													
一万二千五百円	一万円	七千六百元	六千八百円	六千八百円	六千円	六千八百円	四千五百円	四万七百元	二万七千二百円	二万三千六百元	二万五百円	一万七千九百元	一万五千七百元	一万三千八百円	九千五百円	八千五百円	七千五百円
六千五百円	五千五百円	四千円	三千五百円	三千五百円	三千円	三千五百円	二千五百円	二万五百円	一万四千元	一万二千元	一万五百円	九千元	八千元	七千元	五千元	四千五百円	四千元

一万四千三百円	七千五百円	一万六千四百円	八千五百円	一万八千八百円	九千五百円	二万七千七百円	一万円	三万二千五百円	一万六千五百円
---------	-------	---------	-------	---------	-------	---------	-----	---------	---------

附則第九条の三第六項を同条第三項とする。
 附則第十二条の二第二項中「次条第一項、第四項若しくは第六項」を「次条第二項若しくは第四項」に改める。

附則第十三条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「附則第九条の二第一項」を「附則第八条第一項」に、「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項中「附則第九条の三第一項」を「附則第九条第一項」に、「第六項」を「第四項」に、「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項中「附則第十三条第四項」を「附則第十三条第二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「附則第九条の四」を「附則第九条の二」に、「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「附則第十三条第四項」を「附則第十三条第二項」に、「同条第六項」を「同条第四項」に、「附則第十三条第六項」を「附則第十三条第四項」に改め、同項を同条第五項とする。
 附則第十三条の二第一項中「前条第六項」を「前条第四項」に改める。

附 則

- この条例は、令和五年四月一日から施行する。
- 改正後の青森県税条例（以下「改正後の条例」という。）の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 改正後の条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に

取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

4 改正後の条例附則第九条の三の規定は、令和五年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和四年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

青森県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二十四号

青森県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

青森県税の特別措置に関する条例（平成十一年七月青森県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号及び第六条第一号中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

第八条第一号中「第十二条第三項」を「第十二条第四項」に、「第四十五条第二項」を「第四十五条第三項」に、「第二十八条の九第十項」を「第二十八条の九第十項第一号」に改める。

第十二条第二項第一号中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「第十二条第三項（同項の表の第二号に係る部分に限る。）又は第四十五条第二項（同項の表の第二号に係る部分に限る。）」を「第十二条第四項の表の第二号又は第四十五条第三項の表の第二号」に、「設備で」を「設備（同法第十二条第四項の表の第一号の上欄又は第四十五条第三項の表の第一号の上欄に掲げる地区内において営む当該事業の用に供する施設又は設備を除く。）で」に改め、同号イ中「第二十八条の九第十項」を「第二十八条の九第十項第一号」に改める。

第十五条第二項第一号中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附則第四項中「令和五年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「令和六年三月三十一日」を「同月三十一日」に改める。

附則

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

2 改正後の青森県税の特別措置に関する条例第十二条の規定は、この条例の施行の日以後に同条第二項第一号に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した者に対する事業税、不動産取得税及び固定資産税について適用し、同日前に改正前の青森県税の特別措置に関する条例第十二条第二項第一号に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した者に対する事業税、不動産取得税及び固定資産税については、なお従前の例による。

（発行者・発行人）
青森市長 島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円